

諮問番号：平成31年度諮問第20号

答申番号：令和2年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、交付の日を令和元年7月の実際に手帳を交付した日に改めるという裁決を求める部分については不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により却下されるべきであり、再認定の期日を令和2年9月に変更するという裁決を求める部分については理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和元年6月17日、処分庁に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、同項に規定する医師である 病院心臓血管外科の 医師（以下「本件医師」という。）の作成に係る身体障害者診断書・意見書（心臓機能 18歳以上 障害用）（以下「本件診断書」という。）を添えた身体障害者手帳交付申請書により、身体障害者手帳の交付を申請した（以下「本件申請」という。）。

なお、本件診断書には、法別表に掲げる障害に該当するか否かに関する意見及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）の別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）における障害程度等級に関する参考意見として、審査請求人の心臓機能障害による障害の程度が法別表に掲げる障害に該当し、「4級相当」である旨のほか、「⑤総合所見」欄に「心不全症状を伴う重症ARに

対して2019年9月2日に大動脈弁形成術または人工弁置換術を施行する予定である。〔将来再認定 要〕（再認定の時期 2020年9月）」との記載がある。

- 2 処分庁は、本件申請に係る障害等級について次に掲げる内容の疑義があったため、令和元年7月16日、神戸市市民福祉調査委員会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）に対し意見を求めたところ、審査請求人の障害等級を4級とし、令和2年6月に再認定を要する旨の答申を受けた。

「【更生医療同時申請】

大動脈弁閉鎖不全症で4級に診断されています。

心電図所見は3級相当、活動能力の程度は（ウ）で4級相当となっておりますがいかがでしょうか。

自立支援医療（更生医療）を検討されています。（大動脈弁形成術又は人工弁置換術 予定）

※大動脈弁形成術又は人工弁置換術前での手帳申請です。

（再認定：要 R2.9）」

- 3 処分庁は、上記2の審査部会の判定結果を踏まえ、令和元年7月31日、障害名を大動脈弁閉鎖不全症による社会での日常生活が著しく制限される心臓機能障害（1/4）（心臓再認定令和2年6月）と、身体障害等級表による級別を4級と、交付日を令和元年6月20日とする身体障害者手帳（以下「本件手帳」という。）を審査請求人に交付した（以下「本件処分」という。）。
- 4 審査請求人は、令和元年8月16日、本件処分を交付の日を令和元年7月の実際に手帳を交付した日に改め（以下「本件審査請求の趣旨1」という。）、心臓再認定の期日を令和2年9月に変更する（以下「本件審査請求の趣旨2」という。）、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件審査請求の趣旨 1 について

法第15条第1項並びに第5項及び第43条の2の規定によれば、身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請し、申請を受け付けた指定都市等の長は申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならないとされている。

審査請求人は、上記の規定に基づき、令和元年6月17日に、神戸市西区役所西神中央出張所（以下「窓口」という。）において、本件申請を行った。

その後、審査請求人は、令和元年7月26日に、窓口より郵送にて、本件手帳の作成が完了している旨の連絡を受け、本件手帳を受け取る日を7月31日と設定し、同日窓口で処分庁が令和元年6月20日に交付した本件手帳を受け取った。

ところで、身体障害者手帳の交付に当たっては、法第15条第4項の規定に基づく審査を行うこととされていることから、令和元年6月20日付けで本件手帳の交付を行ったということは、本件申請を行ってからわずか3日間の間で、処分庁の審査が完了したこととなる。

しかし、審査請求人が処分があったことを知った日は、令和元年7月26日であり、処分が行われてから1か月以上が経過している。また、窓口と処分庁は同一ではないことから、事務手続きに当たっては、窓口から処分庁に対する書類の転送等の作業が行われてから、処分庁が審査を行うという流れになるものと解される。このような状況を鑑みれば、令和元年6月20日時点では本件申請の審査は完了しておらず、交付に至っていないことは明らかである。

よって、本件手帳は法第15条第4項の規定に基づく審査を行わずに交付されており、違法な処分である。

けだし、不適切な事務手続きが行われたことをもって、審査請求人の

法律上の利益を直接害するものとはいえないが、違法な処分により交付された本件手帳の効力は当然に無効であり、本来受けられる福祉サービスが受けられなくなることで、法律上の利益を害する恐れがあることから、実際に本件手帳を交付した日に交付日を改める旨の審査請求に及ぶものである。

なお、仮に本件手帳の交付が令和元年6月20日付けで法律の定めるところにより行われた場合は、違法な処分とはいえないが、処分庁はその旨を審査請求人に通知することを怠り、結果として1か月にわたり福祉サービスを受けられる機会を喪失したこととなる。

(2) 本件審査請求の趣旨2について

処分庁は、本件手帳の交付に当たり、法第17条の2第1項、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）第6条第1項及び規則第3条の規定に基づき、再認定の期日を令和2年6月と指定した。

再認定の時期の決定に当たっては、厚生省より、「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」（平成12年3月31日付け障第276号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「平成12年通知」という。）により各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて通知されており、これに基づき運用されているものと解される。

平成12年通知には、再認定の期日につき、以下のとおり記述がある。

「7 法別表に該当する障害が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害の病状に応じ、障害認定日又は再認定実施日（時）から1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学的判断に基づき決定して差し支えない。」

処分庁は、この記述に基づき障害認定日たる令和元年6月から1年の期間を定めたものと思慮される。

しかし、審査請求人が本件申請に当たり提出した本件診断書においては、再認定の時期は令和2年9月とされている。これは令和元年9月に手術を施行することを踏まえた医学的判断による意見である。

医学的判断による本件診断書を提出したにも関わらず、審査請求人が障害があることを申請し、処分庁が審査したという手続上の時点に過ぎない令和元年6月から1年の期間を定めたことは、平成12年通知のなお書き以下にある診断医師の意見を参考にしたものになっておらず、また、医学的判断に基づく決定でもないことから、不当な処分である。

また、上記(1)のとおり、令和元年6月20日時点では手帳が交付されていないものと思慮されることから、令和元年6月を再認定の起算点とすること自体が違法な処分である。

- (3) 処分庁は、本件手帳について本件処分を行った日から遡って交付日を設定することは、自治体にゆだねられた裁量の範囲内であり違法とはいえず、手帳を受ける者に対する援助を広げる点からも合理的な理由があることを主張しているが、かかる処分庁の主張は、あたかも障害者手帳の交付があったかのような状況を作成し、又は手帳の交付が予定されていることを前提に福祉サービスのうち一部の申請を受け付けるものに過ぎず、本件処分を行った日から遡って交付日を設定したとしても、処分庁が意思決定を表示せず、さらに審査請求人にその意思表示が到達しない限り、本件処分の効力は生じないと解するのが相当である。

事実行為としてそのように運用を行うことについては反論するところではないが、本件処分を行った日から遡って交付日を設定し、その日から本件処分の効力が生じるとする処分庁の主張は失当である。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分が令和元年7月16日に行われたものであることについて

上記第2記載の事実によれば、本件処分は、令和元年7月16日に、法第15条第4項及び「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「平成21年通知」という。）に基づき、審査部会の答申を受けて適法に審査が行われた結果なされたものであって、本件手帳の「交付年月日」に記載された同年6月20日になされたものでないことが明らかである。

審査請求人は、本件手帳に記載された交付日をもって処分庁が本件処分を行った日と解すべきであるとの見解を前提に、本件が違法な処分であり、本件手帳の効力は当然に無効である等と主張するが、いずれも事実と反し、かつ、独自の見解を前提とするものであって、とうてい採用の限りではない。

(2) 本件処分において、本件手帳の「交付年月日」を「令和元年6月20日」としたことについて

ア 規則第5条第1項は、身体障害者手帳に記載すべき事項を、①身体障害者の氏名、現住所及び生年月日、②障害名及び障害の級別、③身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所とすると定め、また、同第6条は、身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項を、①身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日、②身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、③身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別、④身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄、⑤身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由とすると定めており、身体障害者手

帳のみならず身体障害者手帳交付台帳にも、交付年月日のみが記載され、当該身体障害者手帳の交付を決定した行政処分がなされた年月日が記載されることはないこと、そして、身体障害者手帳の交付年月日をどのように設定するかについての明確な規定はないことが認められる。かかる法令の規定の仕方に徴する限り、「身体障害者手帳の交付年月日」の設定については、処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

イ そこで、処分庁は、身体障害者手帳の交付日を月に3回の期日に分けて設定し、その3回の期日のうち当該身体障害者手帳の交付申請がなされた日からできるだけ近い設定期日をもって当該身体障害者手帳の「交付年月日」とする運用を行っており、本件手帳については、その申請日である令和元年6月17日の直後の設定期日であった「令和元年6月20日」をもって本件手帳の交付年月日とする処分を行ったものであることが認められる。

ウ ところで、処分庁は、上記イの運用を行っている理由として、身体障害者を支援し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図るといふ身体障害者福祉に則り、身体障害者手帳の交付を受ける身体障害者が、その審査に要する期間の経過により不利益を被らないように配慮しているためであり、かかる配慮により、例えば、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者自立支援法」という。）第5条第24項に規定する自立支援医療（障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。）のうち、更生医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第2号に規定する障害者自立支援法第4条に規定する身体障害者のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に

対して行われるその更生のために必要な医療をいう。)等の自立支援医療や重度障害者医療費助成等の福祉サービスが、すべて身体障害者手帳の交付年月日を起点として申請することが可能となる点を挙げている。そこで考えるのに、障害者自立支援法によりかかる福祉サービスの支給認定を受けることができる「障害者」とは、障害者自立支援法第4条により、法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であるところ、上記アで述べたとおり、身体障害者手帳には「交付年月日」のみが記載されるのであるから、かかる福祉サービスの給付の受けることができる起点は、身体障害者と認定されて当該福祉サービスの受給資格を得た日であることが表示された身体障害者手帳交付の日とするのが当然かつ相当であり、これにより右交付日を起点とする福祉サービスの給付認定申請が可能となる。一方、仮に、身体障害者手帳の交付年月日を身体障害者手帳が現実には交付された年月日とする運用をすると、身体障害者手帳交付の申請から現実には交付されるまでの審査に多くの時間要した場合には、それだけ法4条の身体障害者としての資格を取得するのが遅れてしまうことになるために、身体障害者が不利益を被る結果となるのは明らかである。

エ 以上によれば、「身体障害者手帳の交付年月日」の設定に関する上記イに記載の処分庁の運用は、身体障害者の利益に配慮し、もって身体障害者の福祉の増進を図るという合理的な裁量に基づくものということができ、したがって、本件処分において本件手帳の「交付年月日」を「令和元年6月20日」と設定したことは、処分庁の合理的な裁量の範囲内の行為であると認められ、適法な処分というべきである。これに反する審査請求人の主張は全て理由がないから、採用することができない。

(3) 本件処分において、本件手帳の「心臓再認定」の時期を「令和2年6月」としたことについて

ア 審査請求人の障害の程度の再認定時期が「令和2年6月」とされた

経緯は、以下のとおりである。

(7) 平成12年通知には、身体障害者の障害の程度の再認定にかかる事務につき以下の記載がある。

記

「2 手帳の交付を受ける者の障害の程度が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合には再認定を実施すること。

3 再認定に係る具体的扱いについては、次によること。

(1) 法第15条第1項及び第3項に規定する身体障害者診断書・意見書に基づき、再認定が必要とされる場合は、法第17条の2第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第1項に基づく診査を行うものとし、審査を実施する年月を決定すること。

7 法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日（時）から1年以上5年以内に再認定を実施すること。

なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに身体障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学判断に基づき決定して差し支えない。」

(イ) 本件申請に添付された本件診断書では、「⑤総合所見欄」に「心不全を伴う重症ARに対して令和元年9月2日に大動脈弁形成術または人工弁置換術を施行する予定である。[将来再認定要]（再認定の時期 令和2年9月）」との記載があった。

(ウ) これに対し、令和元年7月16日の審査部会において、審査請求人の障害の程度の再認定時期が検討され、審査部会の委員である医師は、①少なくとも本件診断書によると、同年6月8日の段階で障害が診断されており、この時点においては、同年9月2日の大動脈弁

形成術又は人工弁置換術のいずれが施行されるのかが未定であったことから、処分庁からの諮問においては、審査請求人の症状を確認できる同年6月8日時点のものを判断材料とするべきであり、同年9月2日の手術はあくまで予定であり、確定的な日付けではなく、障害の程度の再認定時期の起算日とするには不確実であること、②障害の程度の再認定時期は、障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められる場合に設定するものであるから、更生医療の適用等によって変化した障害の状態が固定すると考えられる時期以降を再認定時期として設定することがその目的にかなうものと理解すべきであるところ、心臓手術の場合、手術後おおむね3ヶ月間リハビリテーションを行うのが通例であり、術後3ヶ月経過した時点ではある程度障害の状態が固定している可能性が高く、仮に本件診断書に記載するとおり同年9月2日に手術を行ったとしても、術後8ヶ月が経過した時点（令和2年4月）では障害の状態が固定していると考えられることから、審査請求人の障害の程度の再認定時期を「令和2年6月」とする答申を行った。そして、処分庁は、かかる審査部会の答申に基づき、本件手帳の「心臓再認定」の時期を「令和2年6月」とする行政処分を行った。

イ 以上によれば、本件処分は、平成12年通知に従い、審査部会の委員である医師の医学的知識に基づいて、本件医師が審査請求人の「心臓機能障害」の障害を認定した令和元年6月から1年後の「令和2年6月」を本件手帳の「心臓再認定」の時期としたものであって、何ら違法な処分ではないものと認められ、これに反する審査請求人の主張は採用することができない。

第5 調査審議の経過

令和2年2月13日 第1回審議

令和2年3月16日 第2回審議

令和2年6月26日 第3回審議

令和2年7月31日 第4回審議

令和2年8月28日 第5回審議

第6 審査会の判断

1 本件審査請求の趣旨1について

(1) 審査請求人は、本件手帳に記載された交付日をもって処分庁が本件処分を行った日と解すべきであるとの見解を前提に、本件申請をした日から本件手帳に記載された交付日までの短期間では、本件手帳に係る審査が適法にされていないことは明らかであるため、本件手帳の効力が無効であり、本来受けられる福祉サービスが受けられないとして、本件審査請求の趣旨1のとおり、交付日を改めることを求めている。

(2) しかし、身体障害者手帳に記載されている交付日とは、申請者が身体障害者手帳を実際に受け取った日ではなく、処分庁が申請者の障害が法別表に掲げるものに該当すると認め、障害者としての法上の地位が発生する日であるという趣旨で記載されたものと解される。したがって、審査請求人が本件手帳を実際に受け取った日と本件手帳に記載されている交付日が前後したとしても違法とはいえない。

また、本件処分は、本件手帳に記載された交付日にされたものではなく、令和元年7月16日に、法第15条第4項及び平成21年通知に基づき、審査部会の答申を受けて審査が行われた結果なされたものであって、この点において本件処分が無効となる瑕疵は認められない。その他、処分庁が本件処分において、本件手帳の交付日を「令和元年6月20日」としたことについて、違法又は不当な点は認められない。理由については、上記第4審理員意見書の要旨2-(2)と同旨のためこれを引用する。したがって、本件手帳の効力は有効である。

(3) よって、本件審査請求の趣旨1において求める本件手帳の交付日を改めることに法律上の利益はなく、本件審査請求のうち、本件審査請求の趣旨

1に係る部分については審査請求の利益を欠き、不適法である。

2 本件審査請求の趣旨2について

(1) 審査請求人の障害の程度の再認定時期が「令和2年6月」とされた経緯は、以下のとおりである。

ア 平成12年通知には、身体障害者の障害の程度の再認定にかかる事務につき以下の記載がある。

記

「2 手帳の交付を受ける者の障害の程度が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合には再認定を実施すること。

3 再認定に係る具体的扱いについては、次によること。

(1) 法第15条第1項及び第3項に規定する身体障害者診断書・意見書に基づき、再認定が必要とされる場合は、法第17条の2第1項又は児童福祉法第19条第1項に基づく診査を行うものとし、審査を実施する年月を決定すること。

7 法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害者の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日（時）から1年以上5年以内に再認定を実施すること。

なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに身体障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学判断に基づき決定して差し支えない。」

イ 本件申請に添付された本件診断書では、「⑥総合所見欄」に「心不全を伴う重症ARに対して令和元年9月2日に大動脈弁形成術または人工弁置換術を施行する予定である。[将来再認定 要]（再認定の時期 令和2年9月）」との記載があった。

ウ これに対し、令和元年7月16日の審査部会において、審査請求人の障害の程度の再認定時期が検討され、審査部会の委員である医師は、

①少なくとも本件診断書によると、同年6月8日の段階で障害が診断されており、この時点においては、同年9月2日の大動脈弁形成術又は人工弁置換術のいずれが施行されるのかが未定であったことから、処分庁からの諮問においては、審査請求人の症状を確認できる同年6月8日時点のものを判断材料とするべきであり、同年9月2日の手術はあくまで予定であり、確定的な日付けではなく、障害の程度の再認定時期の起算日とするには不確実であること、②障害の程度の再認定時期は、障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められる場合に設定するものであるから、更生医療の適用等によって変化した障害の状態が固定すると考えられる時期以降を再認定時期として設定することがその目的にかなうものと理解すべきであるところ、心臓手術の場合、手術後おおむね3ヶ月間リハビリテーションを行うのが通例であり、術後3ヶ月経過した時点ではある程度障害の状態が固定している可能性が高く、仮に本件診断書に記載しており同年9月2日に手術を行ったとしても、術後8ヶ月が経過した時点（令和2年4月）では障害の状態が固定していると考えられることから、審査請求人の障害の程度の再認定時期を「令和2年6月」とする答申を行った。そして、処分庁は、かかる審査部会の答申に基づき、本件手帳の「心臓再認定」の時期を「令和2年6月」とする行政処分を行った。

(2) 以上によれば、本件処分は、平成12年通知に従い、審査部会の委員である医師の医学的知識に基づいて、処分庁が審査請求人の「心臓機能障害」の障害を認定した令和元年6月から1年後の「令和2年6月」を本件手帳の「心臓再認定」の時期としたものであって、違法又は不当な点は認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件審査請求のうち、本件審査請求の趣旨1に係る部分については却下されるべきであり、本件審査請求の趣旨2に係る部分については棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治